

別記第1号様式の1（第3条関係）

その1

共通入札公告(電子入札方式・最低価格落札方式)

和歌山県が公告する建設工事に係る条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式。ただし総合評価方式によるものを除く。)による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に付する工事の概要に関する事項
本工事は、電子入札の対象工事である。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
本件工事に係る設計業務等の受託者又は受注者でないこと。
以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同規しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 運用基準第4項に規定する利用者登録を行った者であること。

入札参加手続等に関する事項
本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は不要しない。
現場説明会は、行わない。
技術資料作成要領は、入札情報システムに掲載する。
設計図書等は、入札情報システムに掲載する。

入札等に関する事項
入札書等の提出について
入札書等は、電子入札システムにより提出すること。
入札書等は、入札書受付票が電子入札システムから発行されたことをもって提出されたものとする。
提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
一度提出された入札書等の書換え、引換又は撤回は、認めないものとする。
入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

### 審査に関する事項

入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術資料等により行う。

一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

### 落札者の決定方法に関する事項

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とする。

### 契約に関する事項

落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

### 注意事項

工事費内訳書及び入札担当者連絡票の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。

電子入札システムにより提出する書類は、運用基準に規定するアプリケーションソフトを使用し、かつ、当該アプリケーションソフトのファイル形式により保存すること。

### この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義

「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム(<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>)をいう。

「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>)をいう。

「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日をいう。

「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。

「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)をいう。

「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。

「実施要領」とは、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成19年6月1日制定)をいう。

「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。

「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。

「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。

「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。

「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。

「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。

「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「持分会社」とは、合名会社、合资会社又は合同会社をいう。

「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。

「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるもの)をいう。

「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。

「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。

「入札書等」とは、入札書及び入札書に添付する工事費内訳書をいう。